44字宙委第7号 昭和44年/月25日

一般

宇宙開発委員会委員長 木 闪 四 即

。第4回宇宙開発委員会定例会談の開催について

標記会議を下記により開催しますので、ご田席下さい。

記

- /. 一日 時 昭和44年/月29日(水) 午後2時~4時
- 2 場 所 科学技術庁 第2会議室

第4回宇宙開発委員会定例会議議事次第

字宙開発基本法について

配布資料

- 委4一/ 宇宙開発基本法に関する経緯
 - 委4-2 宇宙開発基本法関係国会会議録抜萃
 - 委4-3 宇宙開発委員会設置法案に対する附帯決議
 - 姿4-4 日本学術会議からの申入れ「宇宙基本法の制定につい

71

姿4-5 米国の航空宇宙法(仮訳)

宇宙闭発基本法に関する経緯	1可で意見は一致しているが、この法律は談員提案と、し、このための小委員会も設けて検討を行なうこ
441,29	
	ととしたい。」、旨の意見が述べられ、これに対し、
2. 昭和43年4月才か8国会における 宇宙用発委員会設置法の審議の際に、	科学技術方長官は、科学技術方方としても検討を
宇宙同発基本法制足の必要性について.	進め、国会の検討に協力したい旨答析した。
佐藤内阁総理大臣および翻島科学技	3. 同年4月19日の衆議院科技特かよび、4月26日の参議院内阁委員会において、宇宙阳発委員会設置法
術庁長官は、基本法を制定する際に検討	
を要する諸问題を新たに発足する宇宙同	来下対する附带決議がなられ、この決議において、 速やかに宇宙基本法の立法化を図る旨が述べられて、
発委員会においても審議したうさ、速やか、、	
・ に基本法の制定を関リたい旨答弁した。	大同年5月17日 日本学院会議·IF 宇宙间念基本法色
2. 瓷議院科学技術振兴对策特别委员会	早急に制定するよう、内間総理大臣に申入りてを行な
(以下「科技特」という。)における上記法案	$\mathcal{I}_{I}}}}}}}}}}$
9样决心当儿社会党石川議员的、基本	
波の方法化を図ることについてはすでに各党	

宇宙開発基本法関係国会会議録抜萃

昭和四十三年四月十五日

取り組 閗 宙開発の位置づけがはつきりしないと思うのです。そこでお聞きしておるわけですが、ひとつその点をお あとの質疑が出てこないわけです。ただピッグサイエンスをどうしてもわれわれとしてやつていきたい、 本の国の何をねらうべきかというととをもう少し明示していただきたいと思うのです。 か せいただきたいと思います。 (喜)委員、ナショナルプロジエクトとしての大臣のとらえ方ならば、一体この宇宙開発 んでいきたい、 それは文化の発展あるいは経済の発展、技術の発展に役立つんだ、これだけでは宇 それがなければ、 て日

〇鍋島国務大臣 当然ナショナルプロジエクトとしてこれをとらえ、それを強力に国として推進していきま 向上、そして豊かな生活を国民の各位とともに進めていく大きな目的がある。 す場合におきましては、その終局の目的とするところは国の繁栄であり、しかも、それが当然国民生活の でとざいます。 は国民生活の向上、ひいては国民個々の繁栄から国の繁栄に至る平和的な繁栄 — そういつた面を重点に進めていかれるべきものだと考えます。 ۱, わ ゆ あくまでこれは平和 る 社 会 0 向上ある

〇梅澤政府委員
ただいま大臣が御答弁されたわけでこざいますが、私たちも、実際、いま大臣がおつしや つたとおりでございます。 (喜)委員 事務当局からも、補足的な説明があればやつていただきたいと思います。

鍋島国務大臣 に与えていくという点が との あたり かつていくというところを十分解明するのが一番大切なことじやないか ŋ 疑 も申し上げましたように、 ということが具体的にわかつている点を、 体的に申し上げますと、 は通信あるい いを受けないように、 あくまで平和 したが 率直に申し上げますが、 , は航行あるい 利用に徹すること、 まして。 必要であろうと思います。 逸脱しないようにこれを進めていくこと、 現在通信衛星その その間で、 日本の国民 は 気象といったような衛星を打ち上げることによって、 しかも、日本の憲法に従つて、 先ほど大局論的には申し上げましたが、さらに進めてまいり 生 活の まず取り上げるべきではないかという考え方で現在やつ 宇宙開 他わ 向上 が国 なり繁栄に資する平和利用でござい の国民生活に最も大事な点というも 問題でどうい それを具体的に申しますと、 決して軍 うところが という考え方で進めております。 事 利用と 国民生 その恩恵 ますか いつたよう のを重 5 番 反映 なと

大体以上のようなことでござ ts から協力を受けて、それに日の丸だけをつけて打ち上げるということがない自主開発をもつて進め ただ う点 その開 それに対して、各国に対してや 問題 に重 は、 発の方法につきましては、 点 を置か そのほか なけ K い ればならない まっ。 御承 知 0 はり日本の自主開発が十分発言権 あくまで日本におい 1 と考えてお 1 テル サ ッ ٢ の仮条約、 て自 主的 本条約 な開 を持 0 発 調印 を目的 5 得るように から にし 目 睫 束 VC 迫つて これを進め ただ諸

〇石川 うにしか ということ ころから出 るい つても ういう目的 つけて、 です。 は 委員 わ 国民の 事 VC 発しなけ ح で宇宙開 れ 利 私はこの宇宙開発をするという目的は、 れは 用 われにとつては考えられない な 福 b と非 か * 祉 ね n は 発 常 VC 関係 ば をするのだとい ない。そういうことを忘れて、 り VC 基本 密接 ならぬ。 があるのだということだけで な男 的 なそうい そこの基本に立ち戻らなければ、 係 が 5 あ う未開 基 りそうだと と思います。 本的 な姿勢をまずしつかりさせない 拓な分野 ただ単 いうととで力 単に目の この点をひとつしつかりきめて は、 を VC 1, ろい どうも目 ロケット 萷 ろ研究し 0 を入 何の p れるの 的 を飛ばして国威を宣揚するのだ、 ケ た ٤ していかない ット 83 4, に宇 で うもの ٤ を飛ばすとい は 宙 な 洲 け 単 L はあ なる実用、 VC. れば 発 b をや 1, なら 何の らいたい まい うことに結 る tE ぬというと た か めにい ٤ 実用 わ と思 5 5 ٤

そうして基 鍋島国 b ますい 問題 でございますが、 実用衛星 シ 一務大臣 ェ としてあることは事実でこざいます。したがつて、大学におかれては、 わゆる月ロケ クト ٤ 本 としてごれを推進していく場合は、その研究成果を十分取り入れることによって、 的 な研 うもの 宇宙開発につきましては、 究 ッ いま を ٢ を打ち上げまして、 0 なさるわけでこざい あるい 御議論の は惑星に対する、 ように、 そうして、 大きな方針 ます。 まだ基 たとえば金星に対するい 礎もはつきりしておりませんし、 世界の 方、 といたしまして いま申し上げまし 衛 星 K は、 面 か < ケ. 先ほどから申し上げて れないようにこの開発を行 たように、 ツトとい 研究衛 星 うような また、 科学技 を打 ち上げられて その 問 題も、 庁の 後 おると におき 大型

います。 平和利 ほ 本方針のもとにとれを進めていく。いま言われましたように、確かにまたまた未知の分野がたくさんとさ 少 あるい るととは、 つていく、 なくとも実用 ませ んとうではなかろうかというふうに考えており は 用であることと、 んけれども、しかしその 軍事 たとえば、 しかもその基礎はあくまで平和利用であり、 私も浅学ではこざいますが承知いたしております。また、 利用 箾 0 星にしばつてこれを開発しい 中か 基礎的 5 基礎的 な研究の 平和利用の中 点はその点として、 な研究をあくまで進めていく。 面 においても多くの未知の か .5 ' L 平 ます。 かも、 和 私たちの宇宙開 利 その平和利用の面から絶対に逸脱し 自主的 用 0 成 しかしなが 分野 果があらわ でと ·15: れ 発における基本 さらに、 あり、 を進めていく 5 れる 現 軍事利 さしあたり 在世界の学者が 面 が 2 的 あるい な態度 用と相重なった面に う方向に 0 はある 目標 は、 ないという基 研究中であ か 4 として くの くま g.

*: *: *: *: *: *:

〇三木 との と思 わ 源 つて (喜) 因 n お は は ります どこにあつ 委員 原子力基本法と同じように宇宙開発基本法を事務当局として --知 った 1, が、なぜ出さな わけです。 た か。自民党がやらなかつたのか、あるい か つた カ» : ° 出す機会はあった .. しい ··. は総 その答申も受けているじや . . 理 に理 解 がな か 私は つたのかい 総 理 VC ない \$ 囲 その辺を ですか きた

•

:: :!;

į,

梅澤政 問 府 委員 1 うもの 宇宙開 はわれわれる考えました。 発委員会の 問題を取り上げますときに、 か v まの 1 実際、 テ サ ま先生 ッ ۲ 0 問題 が お その他 つしやい が出て、 ました基本法

0

は

きょと だ 歩た で と で さ: UN 思 \$. V. ま... ٤. 40 すっちこと し 重. あ す す: が、 ٤: ۶. ŋ ど 5. ح VC: 1. 5: 0. 主 点 眼'. し 形: を置 7 化 で: 2 考 之 きま 1.15 ح ても、ちよ ますときに、 T 0 委員 L ... た 会 ... O ょ で、 を 設置が と。申 実 置(タニレ は し 1: **わ**... 基 7 ₹. けい 11. 本 法法 た ン. ts: か だっクロいく W. O. O. ---検 て 問力では 1: 討 一般と 題にする 中中 がご : , 75 U :: ガ 歩[×] 基." 前 T . 5 わる本・ 進 法 n VC し 置 7: われが 先-字· か n 宙 は VC: n 立つて \$ た 0 み 期 ٤ 切。 発 11 5 n を < ts. よ 3. 5 Vi. 場 世 て: ٤ な 4. か わ 1, 5 当 け た。 tE

昭. 和· 四 年. 四: 月· 七 日:

1

ح

. !

. †

4

ċ.

:

7

:

: *

::•

• .

1

...

34

0 三木 る 七 VC は 申 1. た という大前 (喜) 原 3 0 る た 則 長 答 重 世 L 期 点 て. 的 申. 委員 ,用 す・. VC. 計 お な す。 \$. にはは、 提 、発 ŋ 画 ٤ ま・ 0 及 目 すい昭和 ح 平 標 が V. 0 明 和 自 和 ٤ 体 主、 法 制 .. と Ξ 示 利 す な: 十 律 用 O:n 3 案 大: を Ŧī. 民 わ れ - VC 主 は ち、年 - 限 稱:達 て 宇 四: る VC 成 11 宙 月: な三公 昭: 2 す ح · (v) いる 和 い。開 朗: とと 5 発: 7 総 0 た Ξ 委 ح 理 原 め + ・る・ 則 員 府 E .. ts 0 七 VC' を 会 ٤. VC 年 が 具 5 : 宇, \$ 0 体 き: 0 五 設 宙三国 ま. 的 月. 置: 策 之 め、つてて 申: 方 VC 删: 上さねこ 法! 水. 策 は 発: 審 致 ば で・ あ ts. 確 る 3: 宇 議 命 ts: あ、 ŋ ·: 昭 宙. 会. 的 ŋ n 重 1 を 15 ・ま 和 用 T 発/ 設 欠 せいす 四 24 之 ない け、 が・ る + 陥 h + 推: が、 ٠. 0 を <u>—</u>,. 進 . b: 見 ۲۰۰۰ け 年 数 b .. 年 0. る 0: が + 回 基 ま 八 で 委国 月二 わ あ 本 VC 月三十二 け りま 員 0: Ó 方· わ 宇宙 た 会設 策 で と、建 す。 す。 b 5 • 期 は、 日 首 置 そ そんに 昭 相 法 発 た ح は のは 和 0 VC 平 は、 I 5-諮 Ξ. 和: 宇 + 問 ち 長 全 目 昭: 宙 九 VC 星 < 年 応 的 朗 和 を ح VC---昭 Ξ: 発 VC て 5. お 限

四

で

打

5

る

能

力

うこ

٤

だ宇宙開発基本法をつくるべきであったと思うのですが、なぜつくらなかったかというその理由が、 まの御い ら、今日までなぜじんぜん日を延ばし 説明では明確ではないわけなんです。なぜつくらなかつたということをお聞 平和目的に限る宇宙開発。さらに静止衛星の開発目標を明 かせいただきた

〇鍋島 カン かご 国の総力をあげて開発していこうという一応の体制だけができたわけでございまして、その点、まことに ため の総力をあけてとれを具体化するいわは話し合い等が十分つかなかったという点もいやはりおくれた一 の原因ではなかろうがと思います。しか に至らなかつた。しかも、 移ること と思いまずが、 考えるわけでござ でき 国務 でございますけ 私の前 が 大臣 非常に 任者 宇宙 そこまでわ おくこ れ ある、 開発審 1, ども、 れておることは、 ます。 いは前々任者等もずいぶんお考えになつたことかと思いますけれども、この体 その途中におきましては、 議 が国 おく 会 の答申に沿うよりも、 の水準も、 れております。 L ただいま御指 ġŧ. ある 昨年十二月の答申によりまして、少なくともそれに一元化し . . , これはまあそのときどきの方々によつて努力をなすつた はかく一 ;: 御承知のとおり、 摘 か のとおりでございます。 から. j., 国におきまするこの体 元化体制 ができ得 (本)方には、これできる。 一元化の問題等がありまして、国 なかつたという点にあろう 国の力としてこれ 制をつくること、実行 をやる

三木(喜) によりますと、 元化体制の整備 委員: とれは早 が非常 ただい 急につくるべきものだ、 におくれたために、そのほうに重点を移した。 まの御答弁によりますと、宇宙開 こういうように思つておられるというように認識してよ 発基本法をつくるべきであつた。し したがつて、今後、長官の 办 しな お考え

が国内はいずには

(9)

(2)

〇鍋島国務大臣 そのとおりでございます。

本法は当然この原則を必ずえてつくるべきだと思うのです。長官の所見を求めたいと思います。 は言つておられますが、私もそう思います。との法案は、 (亞)委員 そこで長官にお伺いしたいのですが、字 内閣提案が議員提案かは別にいたしまして、基 宙開 発基本法は早急につくるべきである と長官

石川委員長代理退席、委員長着席

0 宇宙 それから、先ほど来申し上げておりまず自主的な開発、民主的な運営、それから公開ということにつきま しては、 碢 ております原子力基本法にやはりある程度準ずべきであり、その中心である平和利用に限るということと、 品 **開発の基本にしていくというぶうにしなければならないと考えております。** 国務 基本法の二条になりましようか一条になりましようか、 大臣 宇宙開発基本法を考えていきます場合、 現在大型プロジェクトとしてもう実行段階に入つ 少なくとも冒頭にそのことをうたつて、

〇石川 t 弁 いうふうな一 5 は がお ということだけでは、われわれもひとつ腰を入れて一生 委員会にいず つたものを 委員 とといの答弁であつたというふうに私は考えておるわけなんです。 ただ単 応 軍事 れ 0 利用 考 またまかせられる専門分野にはなろうかと思うのであります。その辺の目的、目 K 之 人工衛星を飛ばせばいいのだということではなくて、あるいはこまかい専門的 方は科学技術庁長官として がなくて、とういうものにも使える、こういうふうなことに生かしてみたい、こう は 持つてい 懸命協力しようという熱意を失わせるような答 ただか ない ٤ この点について一応の御見解 何だ か、 た t 上げ れ Ļ,

聞かしてもらいたいと思います。

国 務大臣 あらゆる面で前途洋々たるものが ま石川 委員のお話しになりました宇宙の利用 あると思います。 今後においてはまだ未知な面もござま

う問題があって、 その研究 現 員会ができて、しかも、 ただいたかもしれ か 日 て、そうして、 もつと勉強をいたしますけれども、 てくるところのいろいろな問 り反省をしてみますと、 段階 本の生活のために、 第一点の あるいは、 におきましては、 日本としてどうしても発言権を持つて、 問題、 軍事利用の問題とロケ 成果から生まれてくるところの具体的な、 宇宙開発委員会の設置目的 これに発言権を持つことと、 ません。 この前の さらに、 あるいは国民の幸福のために使い 宇 これは当然であろうし、 インテルサツトの問題が、 御答弁の際には、 さしあたり、やはりそういつた点を一つの具体的 ただいま御指 宙開発の分野は、 題、 ット そういつた点につきましては前途洋 そういう点は宇宙開発委員会に 開発の問題でこざいますがほこの点はわれわれの考え方の中に、や 摘がございましたように、 0 中に具体的挿入する時期が参るか 先ほど三木委員からも言われましたように、 p それ ケ やむを得ないものであろうと思います。 ツト開発の か 日本の自主開発した衛星を空に打ち上げて、 5 昭和四十五年にインテルサツトの本条約になるとい あるいは北氷洋の問題、 たいとい その条約に対して、 みに何か重点が置かれるようにお聞き取り う気持ちが 全般的にわたります字 お か Z .. たる。 れましても 相当あつたものでございます な目標として やはり一応気になつており と思います。 0 あるいは気象観測 があると考 十分御 月 進 研 宙 空間 軟着 かし 究をい めると 闽 ま そうして す。 か 開発 とは、 ら持 研 だ 問 究

(0)

政府として坚持いたしております平和利 的 俊 用 におきまして、できるだけ早く宇宙別 徹していくのだということはひとつ御了承いただきたいと思います。 明確に法文の中に明示されるわけでとざいますから、この点についてはひとつ御心配なく、 発基本法をつくるわけでございますから、 用、平和利 用以外にはこれをしな 5 軍事 との基本によつて今日 利用はしないという目 和

宙 K 全く準 宇宙 そ な 案しておるのでありますが、まことに遺憾なことに、 す。 は 理 川 5 な れ ない n 州 か を軍 由 発に乗り出そうとする今日、 (音)委員 備 ば、どうしても平和利用の原則を盛り込まなければならない。したがつて、 るた を 発基本法が必要であるというお考えをお持ちであるかどうかも、 事 総 で、ほうかぶりでいくつもりであ していないのであります。一 .目的 理 大臣 第 VC いま政府は、本格的な宇宙開発に乗り出そうとして、宇宙開発委員会設置法案をここに 転 条. か 件 用しないという明確な保証がぜひ必要であり、それがわが国の宇宙開 ら承りたいと思います。次に、 で あるとわが 政府は、 党は考 部に伝えら えるのであります。 なぜ宇宙開発基本法をこの国会に提案しないか、その点、 るという憶測さえ出 れるところによりますと、 宇宙開発に対する全国民の支持と合意を得るためには、 政府は、 佐藤総理は ておるのであります。日本的 原子力基本法のような宇宙開発 あわせてお同いいたしたいと思い 宇宙開発基本法をつくること 平和利用の原則を盛り込んだ このよう 発の な基本法 : 75 健全な発展 かまえで宇 基 明確

ていただくようにい 間がとさいませんので、私は、この一番問題 たします。 のところだけお何いいたしまして、あとは石川委員から

次第 基本法第二条にちょうど対応するような規定が必要だろう、 宇宙 佐 基本法を制定することができない、その材料もまだこざいません。 方でとざいます。したがって、何らの不安を持っておりません。しかし、 か たけ ら見まし 朋 開発はその緒についたというばかりであります。したいへんおくれておる。そういうわけでし 閣 発委員 の基 て 御指摘 理大 本法 宇宙開発、 臣 ح も提出したい。また、その提出する際は、 VC の委員会で特に力を入れてもらって、 なりましたような不安を実は持 三木君の考え方と私の考え方は また平和利用、そうして人類に貢献する、 お っておらないので、 お むね同様 そういう点も御検討願う。 私もかように考えております。 ただいま御指摘になりましたように、 でとさ ただいま御審議をいただいておりま とういう方向で研究するという考え いますが、 ただいま平和に徹 また、ただいまようやくわが国 私自身、 そうして、 する日本 政府 これはまだ、 で 成案を得 原子力 O 態 ŋ 度 生

を踏まえなければならないということの答申を受けておられるので (喜) 委員 二回 たのですから、 答申を受けておられる。その中に そこで、 もう一ペ 総理大臣のおことばですけれど ん間 てみるとい は、 宇宙開発は、 うのでなく、 るのです。あり方をいまさら、三十五、平和目的に限り、自主、民主、公開 総理 n は、 は 宇宙開発審議会 と受けて から五 三十五 るので 回 0 · 0 かぐ原 ら!!則

まず、一委員会法を通していただいて、一を

の委員会の

各界の方々、

わが国

そ

れ

用等については、

同時にそこでも研究していただく、

の宇宙開発はいかにあるべきか、まず、その辺から始めていただき、そし

とういうことはしたらどうだろうか、

ように私は考えでおります。

か

申

し上げるのはやや早いようですが、いずれにしても、

すか すから、 まえるということをことで言っていただがなければならない。もうそういう段階は済んでおるわけなんで お忙しいですから、 また同じととな二度、 いまさらそんなことをお聞きになる必要はないと思うのです。 そういう点は目が通らないかと思いますけれども、やはり原子力基本法の原則を踏 三度やられる必要はないと私は思うのであります。 その点どうですかっ その点、 総理もな

〇佐藤内閣総理大臣 たい、 利用方向だとか、それから、 子力基 これはもう間違いがない。三木君ただいま言われたように、原子力基本法の第二条に該当するような原 7 基本法をつくる際には明らかにするだろう、こういうことを実は申したのです。誤解のないように願 おきます。 気象観測にもやはりうんと働いてもらわなければならない、そういうので、 本法第二条に対応するもの、 ように思うのです。 はなかなか広範にわたる、 ややことばがたらなくて誤解を招いたのかと思います。ただいま申しますように、 具体的にどういうような問題と取り組むか、そういう点を研究していただき ただいま通信衛星あるいは電話の利用等もお話が出ておりますけれども、 これはもちろんでとざいますが、 かように思いますので、そういう点も考えていこう。 特にこの委員会においてとれ 宇宙開発の価値、 基本的 から 方針 意義

とれ でなくて、 いけませんから自民党の諸君と話をする根底になるのですから、 は話に (喜) 委員 そういうぐあい ならぬですよ。 総理 のお考えで平和に徹すると言っておられるでしょう。だから、明らかにするだろう その点は、 にしたいと思いますという、 ひとつもう一回明確に言っていただいて、私も時間を長くとったら やはり確固 との話、 たる信念を言ってい きっちり言っておいていただき ただ か なかったら

うな話があったら、

〇佐藤内閣総理大臣 爆撃しておいてください。だいじょうぶです。 その基本に変わりはございませんから、とうか御遠慮なしに、その基本がもし狂うよ

〇佐藤内閣総理大臣 先ほど言われた三木君にもお答えいたじたのでありますが、これもはっきりしろとい に重ねてお願いをし、また、その決意があるかどうかということを伺いたいというのが第一点であります。 るというような原則は、原子力基本法第二条と同じように明確にしてもらいたいということを、念のため うととで、自主、平和、公開の原則、これは厳然と守るというととを、重ねで申し上げます。したがいま い今日でもそれには変わりはございませんから、重ねで申し上げておきます。 して、早く基本法、そういうものができるよう、そういう状態でありたいと思います。またできておらな また、三木さんと同じような趣旨になりますけれども、そのためにはやはり公開

〇斎藤(実)委員 会が設置されると同時に、宇宙基本法というものが必要になってくる。この基本法は一体とういうも 盛り込むのか、基本的に何を基本法の中に入れるのかというととを、まず最初にお尋ねしたい。 最初に、そういう立場に立って私は基本的なことをお尋ねしたい と思うのですが、委員

〇佐藤内閣総理大臣 いう問題からまず研究してかからないと、宇宙開発、 は基本的な態度だと思います。ただいまの委員会ができれば、一体宇宙開発とは実体は何なのか、こう それで、原子力基本法の第二条と対応するような規定が要るというととは一つ申し上げまじた。こ 先ほど基本法をつくるか、一体いつ出すのかというような質問が委員諸君からありま 宇宙開発といっているが、一体何をするんだ、こう

〇石川委員人 委員会で十分検討していただきたい、 いう問題があるだろうと思います。 そういうものの利用は一体どうなるのか、 そこで技術的な問題をはずしますと、 そういうものがはっきりすると、わが国の宇宙開発はどこまでやるの かように実は申しておるのであぬます。 とういうような問題が次々に起こるだろう

これはひとつ

なかっとうになるわけでありますけれども、 あと一回大臣が来られたところで確認をしたいと思っており あとは、この前言ったようなことの大体だめ押しみたい

ます。

討を進めてその立法化をはかるころういうととになっておりましてこれを与野党間で完全に意見の一致 ども、大体与野党間で話をつけるための小委員会を---を見ておるわけであります。これは議員立法でわれわればやりだい。こう思っておるわけでありますけれ いてどうこうというわけではこざいませんけれども、小委員会を設ける、小委員会を設けて参議院議員の 宇宙開発及び利用に関する基本方針を明らかにするために、 立法府でありますから、これは長官の意見を聞 すみやかは宇宙基本法はついて検

の方も完全に理事懇談会では意見の一致している点でありますので、この点はひとつ十分に理解をいたた こうわれわれは念願をしておるわけであります。このことは、自民党の方も野党のその他の党

会ではこの成立をはかる、あるいはおそくもとの次の通常国会には宇宙開発基本法というものの成立をは

あとでおそらく臨時国会というものが行なわれるでありましょうから、

参議院の選挙の後の臨

時国

選挙の

いて協力をしてもらいたい。こう思っております。一何か御意見があれば何いたい。

〇鍋島国務大臣。宇宙開発基本法につきましては、もうすでに科学技術庁におきましても、事務的にこれの 議員立法とされるのはまととにけっこうだと存じますので、ぜひひとつ科学技術庁にも御連絡をいただぎ 立法化のいわば作業といいますか、いろいろ事務的な作業を進めさせております。立法府におかれまして ましてりっぱなものができ上がることを、私は一日も早くこれができ上がることを念願いたしておる次第

-14-

-.5

昭和四十三年八月八日

とで長 原 点を ح だ れ あ n で て、 ŋ あ 111 則 ま け る は は た れ た とは す 依 ح 委員 は 信 米 ٤ だ 国 常 0 ٤ 世 存 は 5 宇 用 官 は、 は、 宙 す 機 か 識 は ん を 海 5 す 州 る ま 密 提 行 か 洋 b 宇 化 ح る 宙 発 以 保 供 か 5 新 期 し 3 0 外 申 基 た ٤ 聞 删 護 す れ れ れ 発 は 発委員 本 VC ے د た ・は 5 で 0 守 協 る T し Ŀ 法 は 定 技 お 0 通 5 承 問 .る だ げ 行 知 をつ る 題 ٤. 75 ろ 3 術 信 ろ ŧ き を 会 が · 10 情 VC 5 か 用 5 5 世 方 設 1 5 け 5 0 5 わ 報 0 た ح: る けで と思 静 ん。 軍 P 0 で VC 置 5 て とい . 機 0 L 事 0 あ 止 法 す 5 0 7 0 から 5 が 機 密 衛 た わざわ た、 5 て、 成 保 0 密 で 星 T お 確 立する は、 b 約 な は : 출. 護 で 打 約 は だか 東に 7 が 5 絶 3 を あ ち 上 · す 対 - 可 日 ŋ × 私 3 あ わ ts け 5 ま げ . 1) 7 ٤ VC 能 本 は 0 す。 で そ 火 き 受 0 相 た 0 · 性 政 カ け 0 が 府 ٤ 当 'n VC 7 あ - 3 た · 20 0 ح . 佐 3 ٤ け が め 批 な ŋ 入 あ カ とろ と自 ŋ 保 .協 で 判 VC ま n る 0 藤 1 ま す ま ·0 証 ・ソ p 力 を 行 あ 総 · 753 すが 4 0 体 け 世 で す 1 持 か b 理 ット 関 ・ま 大 は れ ん は る 駐 0 n · 日 ح٠ ts け ま 臣 ٤ ح... 係 T す \$ ح ح 5 ·· 6 米 0 で ·2 し け K . お 5 0 5 か 大 技 ح · 1 ح: ح T れ 5 原 ま ع ., 2 ·使 0 5 ま 6 . F. 5 術 ح: す。 案 だ ځ 警 で ろ 4 ·VC 5 S は は 技 うとと を要 あ ま \$ 軍 術 10 出 ·戒 そ だ不 そ ŋ .3 5 席 佐 事 導 L 鍋 機 ま ·消 入、 れ 15 藤 な n :7 島 を 安が す は H で、 は、 ・し . 'x 答 首 密 長 5 ま 7 n か 特 · · · y 弁 相 が 官 た だで を、 は、 残 私 伴 3 だ 5 ·VC ·VC ば カ つ は ・る あ . 5 誘 : 15 ょ 実 0 5 き て 佐 .6 . 5 宇 て、 -導 は、 御 : 6 て ح て 応 は 協 お 藤 ・け た · 10 装 12 宙 5 総 文 絶 ŋ で ٤ 7 力 お 5 置 私 開 すね 5 ま ・・ま .理 書 ح. 思 は メ t 対 ٤ 発 0: 求 な ·VC で ٤ 5 ,0 時 IJ 0 VC ح . 0 は 5 ·T 段 間 8 問 平 ح カ 一階 ..0 お

徹) で n .75 では、 3 す よ T ば 0 5 た て < お 側 : 75 : 22 で な 思 る 合 平 な い.L す 5 原 5 る 15 で < 5 わ 宇 ま わ 和 2 ま ح け か 世 2 力 : H て 原 神 宙 上思 で それ 開 ·VC つ る 1:2 で お か 則 を す。 て、 私一つ VC す n 持 本 b ٤ 発 がって 法の わ る 5 其 基 者 は 2 5 つ. アメリカにかるわけで そ す。 . 5 ず か た し 本 わ 同 5 5 0 基 た 法 る メ 時 5 T \$ れ から \$ 本 K 1 VC .. は 5 ラ ほ 0 ~ ゎ ...5 1 5 を 法 対 0 宇 5 2 れ カ て、 ح . 守 ٤ し た ٤ 1 宙 2 别 七 は な 参言あ 同 ٤ .7 b し 開 非 - る 5 か 0 1 り、り 5 宇 す 反 て じ内容を持 で ス 常 基 VC 発 態 面 ますが 4 亩 は、 : 対 で 安 生 ·VC 本 7 で 関 0 法 開 全 0 運 × VC 係 ま 私 産 神 ح y .:保 15 経 ٤. か · 発 .. 動 軍 · 0 生 用 中 過 早 基 ・を れ 仕 質 2 5 カ との つた - 敏 : 5 急 本 起 ٤ を ₹ 事 問 かっ 体 \$ 法 ح ح : : # W : 制 中 : VC VC 0 VC を 見 宇 2 15 す 協 のま 1 \$ を 0 て L ...き 通 た 7 T は . 平 力 ル 携 2 ٤ 市 0 生 関 L 明 5 T 事 · 75 :: 和 5 わ ٤ 5 る ·. .y . 5 放 きゃは 係 ラ る 5 発 ٤ 実 0 とと ろ 思 Ŀ . 置 1. 1. . . を 1 基 カ × :3 n .原 ح 体とう ٠.۶ ...**則** 深 し 本 0 1 0 で ば ٤ 七 て、 かる 法、 き -因 ·VC 10 8 1 は て 力 明 科 T る。 .. 徹 15 · T ス お 宇 15 2 1 5 学 h S 生 ŋ ح 0 L 5 . 75 3 ימל < 宙 か 1 ŧ : VC 実 産 3 n . n ね : < ٤. ٤ であ て す お 態 ・ま ん 囲 を ル を 発 開 5 いな 5 お け · Va か 世 : 75 ٠. ٤٠ S . T 5 ŋ って ٤ 5 始 2 5 基 ŋ n 5 ん ま 原 既 ٤ ح 本 ま 2 ٤ か し 5 す し す 早 b 結 2 成 子 5 ح 法 て つ て、 ん ŧ 5 .0 急 事 力 VC で 5 私 で 5 基 可 な あ る そ は 実 K ٤ とくとら 5 そ る 必 ٤ か 本 能 ٤ 出 VCI n ŋ 5 ば ま · Va · * で 法 性 5 カン 5 5 5 5 を す I 1 5 し き 0 て . . . 5 - \$ 上 可 か .5 常 態 1 そ 能 から 5 和 可 5 ځ 条 5 性 9 VC x 法 で な か あい غ'.. で か た ٤ お 1 両 則 ts. な F そ カ か . 9 方 VC VC か は 百

口

0

原

子

力

委員

談

5

0

於

正

式

0

会議

でどざいまし

そのあとウ

工

ッツ

ブ長

官

VC

会

ま

て

宇

苗

開

発

VC

0

まし

て

0

話

を

た

ま

L

た

0

承

知

ح

階に て、 他 意はございません。 宇宙開発についての協力を願つたわけでございます。 お ける 在 0 日本に 日 本 Ó おける技術協力というものをウエ 実情 この点はひとつ御了承をいただきたいと思います。 K 照らして、 L か 4 日本の目的とする四十八年前 ツブ長官と話をいたしたわけでございまして、 アメリカのみに依存するというつもりじやな 止衛星 というところまでい ほか < VC

ますが は、 を命じて 題等も十 ただくところまで持つていきたいという方向で現在作成しておるわけでございます。 点の御審議 うに考えます。また、 も言われましたように、少なくとも次の通常国会のときには一応宇宙開発基本法案というものを御審議 そ 宇 n か ح 中 おるわけでとざいます。一方また、 分御審 開 をひとつこれから連急にお願い申し上げたいと考えておりまして、私としますれば、総理大臣 はり私の党のほうにも、 れは 発 おそらくその中心で、 の範囲をどこに持つていくかというのが 宙川 議 ひとつ宇宙開発委員会等が発足しますれ を願つてきめていただくというようなことに相ならなければならないと考えておる 発 それをどう表現していくのかという態度をきめていくというところに問題がござ 基 本法の問 いまざつくばらんに申し上げて、その問題でどうしたら 題につきましては、 宇宙川 発特別委員会もこざいますから、今度お願いをして、それらの 原子力基本法はあるいは議員提案でお出しになったかと思い 小務局におきましても調整局にこれの法律案の作成 非常に大きな ば、 第一に 問題 お は かり になるのではなか をし て、 軍事機 そうい ろ 5 0 5 密 5 た か か 0 問題 範 とい というふ 囲 うの わ

でございます。

75

軍

事機密の問題につきましては、

宇宙開

発基本法にこれを掲出すれば

d れわ

れの

心組

:1

X F

では

つていくわけでございますので、その基本方針は変えないつもりでございます。 しましては、原子力基本法と同様に、平和である、それから三原則、 自主、公開、 民主というものをうた

: :: :: ::

CARLES SALVES SA

. . . .

· 是不是不是不是不是一个,

宇 宙 開 発 委 負 会 設 置. 法 粱 K 対 す る 附 帯 決 奯

衆 陷 訓 和 院 맫 科 学 十 挍 Ξ 術 振 年 與 対 맫 策 .月 特 別 + 委 九 員 日 会

化 K を す わ 凶 る Ŋï た 国 る め ځ K な と け す み る Þ 字 か 田 K の 竽 開 面 発 及 基 V. 平 利 法 用 K VC. つ 舆 き 検 す 討 る 基 を 進 本 め方 針 を そ 明 **(2)** ら 立 法 **درلا** -

維 考 原 Ø 則 天 捋 之 右 ニ な ÌĊ 体 並 方 Ø ゔ 発 及 凶 Z K B を 基 V 含 K ょ 本 す Ø لح 利 る 扩 国 る 法 宇 ح Ø す 用 条 除 約 曲 間 ح 検 る Ø 空 の b 討 ح 鱽 K ے. 问 Ø (iii) 协 C ŕ 赵 0 力 あ す 及 对 旨 採 で た 賣 MC. 兊 Z 1/2 つ て 洨 垭 る Ø 批 十 <u>کړ</u> ۲ 解 准 は っ 利 さ 分 ح Ø な Ŋ 用 促 'n 原 見 K 進 子 た 力 通 Ď, な 国 基 け を る 旨 除 本 0 世 国 と 0 法 上 K 界 平 第 家 す 立 K 活 和 及 条 な 動 つ X ح て け を 月 Ż そ 安 ح 律 同 全 様 n 宇 の す 0 笛 る 他 を **Ø**

す る 宇 ・よ 宙 **う**・ 開 努 発 姿 め 貝 る 会 Ø ح 連 囯 Ø 強 16 E 凶 る た め 早 急 C 委 員 を 常 動

字 笛 開 発 娄 員 会 設 置 法 粱 K 対 す る 附 帯 決 識

参 昭 和 25 十 院 \equiv 内 年 四 剧 月 委 + 員 ${f \pi} /$ 日 会

処 政 府 す る は ح と 本 を 法 雯 0 望 施 す 行 る Ċ 当 ŋ. 次 0 事 項 K う S て す み p ል› k 検 討

iC 越 ري ح 化 11 対 旨 探 同 を す わ す K 査 様 る 凶 が る 0 及 Ø る た 国 X + 考 つ B め K ,分 2 利 え Ø 零 す ŋ 用 方 ح な け • ′ 見 K K し み る \$ ľ 迪 ζ'n Þ 宇 か、街 つ け る そ 0 る と Ø. K 0 Ŀ 世 玉 と 横 字 崩 に・界 家 B. 詂 笛 発 立。に 活に K 基 及 \$ つ 勤 め 本 W て け を 月 た 法 利 そ る ゥ ح 律 C 用 n 宇 Ø す て つ K 笛 を る 他 は Ė 义 行 Ø 原 Ø 筱 す な 崩 則 天 原 討 る · う 谿 K 体 子 基 を B 及 阕 を 力 進 本 **W**-Ø す 含 基 め 方 ح 利 る 扩 本 針 す。用 条 宇 法 そ を 0 約 る 笛 第 Ø 明 鱽 空 坕 5 問 条 と 间 /法 Ø カン

宇 ょ 宙 **゚**う 崩 簩 発 め 委 る 負 ح 会 ح Ø 連 営 Ø. 強 16 を 凶 る た B ١, 早 急 K 委 /.員 を 常 虭

右決議する。

(写)

庶発第493号 昭和43年5月17日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

宇宙基本法の制定について(申入れ)

標記のことについて、本会議第50回総会の識に基づき、下 記のとおり申し入れます。

記

政府は、今国会において宇宙開発委員会設置法を成立せしめ、 宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとして いるが、人工衛星および人工衛星打上け用ロケットならびにこれに附随する技術開発のもつ潜在的可能性の大きいことにかん がみ、宇宙研究、開発、利用が磁に平和目的にのみ限定される ことを明確にし、これを保障するため、その研究開発利用が民 主的運営の下に、自主的に行なわれ、その計画と成果が公開さ れることが必要である。

このため、政府はすみやかに上記の精神を盛つた宇宙基本法を 制定すべきである。

科学技術庁長官 本信写送付先 大 巌 大臣 文 部 大 臣 通商産業大臣 翰 大 臣 迎 政 大 臣 郵 建 設 大 臣

米国の航空宇宙法(仮訳)

米国の航空宇宙法(修正を含む)(仮訳)

以下の航空宇宙法の写しは、上院航空宇宙科学委員の職員によつて作成されたものであり、1962年10月13日の第87国会の終りまでの修正を含んでいる。同じテキストは、NASA 運営マニュアル(一般運営教本1-2-1A、1964年3月17日)にも記載されている。少部分の修正は、括弧(旧法律)又は、アンダーライン(新法律)によつて示されている。第201条は1961年に大巾に変更された。

アメリカ合衆国の上院及び下院の本会議により制定され、地球大気圏の 内及び外での飛行の問題並びにその他の目的に備えるための、

法 律

第1 編 略称、政策の宣言、及び定義

略称

第101条 本法を"1958航空宇宙法"と略称する。 政策及び目的の宣言

第102条 (a)宇宙における活動は、全人類の利益のために平和的目的のみ に貢献されるべきであることを、議会はここに宣言する。 (b)合衆国の全体的な福祉と安全のためには、航空宇宙活動に対 する適切な法規制の制定が必要であることを、議会は宣言す る。更に、活動は、合衆国が経費を支弁する航空宇宙活動を

:管理する非軍事的機関の責任において、かつ、その指導のも

とに行なわれるべきことを議会は宣言する。但し、合衆国の 武器体系、軍事活動及び防衛の発展に特有な活動又は第1義 的に関連する活動(合衆国の防衛に有効な設備を作るに必要 な研究開発を含む。)は、国防省の責任において、かつ、そ の指導のもとに行なわれるものとし、その活動についてどち らの機関が、責任をもつか、及び、指導するかについての決 定は、第201条(e)項に従い、大統領が行なりものとする。

- (c)合衆国の航空宇宙活動は、以下の目標の1以上のものに大き く貢献すべく行なわれるものとする。
 - (1)大気圏及び宇宙の諸現象に関する人間の知識の拡大.
 - (2)航空宇宙飛行体の有用性、動作特性、速度、安全性、及び 能率の改善、
 - (3) 宇宙に測定器、装置、供給設備、及び生命体を運搬しう る飛行体の開発及び操作、
 - (4)平和的かつ科学的目的の航空宇宙活動から得られる潜在的 利益、活動の機会及び活動の利用に含まれる問題点につい ての長期的調査の確立、
 - (5)航空宇宙科学技術、及び大気圏内外において平和的活動を 行なうためのその応用の分野における指導者としての合衆 国の役割の保持、
 - (6)軍事的に価値又は意義のある発見を国防に直接関係ある諸 機関の利用に供すること、及び、それらの諸機関が、非軍 事的に航空宇宙活動を指導管理するために設立される非軍 事機関に対し、その非軍事機関にとつて価値又は意義ある

発見に関する情報を提供すること、

- (7)合衆国が、本法に従って行なう作業およびその結果の平和 的応用において、諸外国及び諸外国群と行なう協力、およ び、
- (8)努力、施設、及び装置の不必要な重複を避けるため、合衆 国の全関係機関が緊密に協力して、合衆国の科学的及び技 術的資源を最も有効に利用すること。
- (d)(a)、(b)および(c)項で宜言された政策を実施し、かつ達成する ととが本法の目的である。

定義

第103条 本法に用いられているところの、

- (1) "航空宇宙活動"なる語は、(A)地球大気圏内外での飛行の 問題の研究及び解明、(B)研究のための航空宇宙飛行体の開 発、建造、試験及び操作、並びに、(C)宇宙の探査のために 必要なその他の活動、を意味し、
- (2) 『航空宇宙飛行体』なる語は、関連する装置、器具、構成 部分及び部品を含む有人または無人の航空機、ミサイル、 衛星、その他の宇宙飛行体を意味する。

第Ⅱ編 航空宇宙活動の調整

国家航空宇宙会議

第201条 (a)ことに、大統領行政府に国家航空宇宙会議(以下「会議」という。)を設ける。会議は、

(1)会議の議長たる副大統領、

- (2)国務長官、
- (3)国防長官、

ye ye

- (4)航空宇宙局長官、及び
 - (5)原子力委員会委員長、

により構成されるものとする。

- (b)大統領は、議長の欠席、無資格、又は不都合のとき、会議の 会合を司会するために、時々、会議の委員の1を選任するも のとする。
 - (c)会議の各委員は、止むを得ざる欠席の場合、その代理として 会議に出席するその省庁の他の官吏を選任し得る。
 - (d)本条(d)項に基づき選任される会議の各代理委員が、その選任 の時に上院の助言と承認によつて任命された連邦政府の職に いない場合は、上院の助言と承認に基づき、当該職務につく べく選任されるものとする。
 - (e)会議は、大統領の要請に応じ航空宇宙分野の職務の遂行に関 し大統領に助言し、かつ、大統領を補佐することを任務とす るほか、次の任務を有する。
 - (1)航空宇宙活動に従事する合衆国の全ての省及び機関の政策。 企画、計画及び業績を含む全ての意義ある航空宇宙活動を
 - (2)合衆国の各省及び機関によって行なわれるべき包括的な航 空宇宙活動の計画を明らかにすること。
 - (3)主要な航空宇宙活動を管理するための責任を指示しかつ定 めること。

- (4)航空宇宙活動に従事する合衆国の全ての省及び機関の間の 有効な協力のため準備しおよび航空宇宙活動の何等かの範 瞬に属するものについて、第1義的な責任がいずれかの省 又は機関に帰せられている場合、その活動のうち、他の諸 省又は諸機関が協力して行ないうるものを指定すること。
- (5)本法に基づく航空宇宙活動に関し合衆国の諸省及び諸機関の間に生ずる意見の不一致(特定の計画が航空宇宙活動であるか否かについての意見の不一致を含む。)を解決すること。
- (f)会議は、文官の事務局長を長とする職員を雇用しうる。事務局長は、上院の助言と承認に基づき、大統領によつて任命され、年棒20,000ドルを受けるものとする。事務局長は、会議の指示に従い、会議の職掌の遂行に関連して会議によつて命ぜられる任務を遂行するに必要な職員を任命し、かつ、その報酬を定める権限を有する。これらの職員には、公務員法又は1949年職務分類法に関係なく任命され、19,000ドル以下の年棒を受ける職員7[3]人以下を含むものとする。本項による任命は、本法第203条(b)項(2)によつて任命される航空宇宙局の職員に対して制定されたものと同じ機密保持要件に従うものとする。政府の雇用に関するその他の法律又は規則の規定(棒給及び退職に関することを除く。)は、当該規定が副大統領府の従業員に適用される範囲で、議長に直接報告された会議の従業員に適用される範囲で、議長に直接報告された会議の従業員に適用される範囲で、議長に

(g)a)項(7)によつて民間から任命された会議の委員は、1回100

ドルを越えない報酬を得、及び、無報酬で働く者に関する 1946年行政支出法第5条(5U.S.C.736-2)の規 定に従い、旅費及び会合の補償を得る。〕

航空宇宙局

- 第202条 (a)とこに、航空宇宙局(以下「局」という。)を設立する。局 は長官を代表とし、長官は上院の助言と承認の下に、大統領 によつて文官の内より任命され、年棒22,500ドルを受ける ものとする。大統領の監督指導の下に、長官は、局の全権限 を行使し、かつ、全任務を遂行することに責任を負うものと し、又、局の全職員及び全活動を管轄し及び管理するものと する。
 - (b)局に長官代理を置く。長官代理は、上院の助言と承認に基づき、大統領によつて任命され、年棒21,500ドルを受け、長官が定める任務を遂行し、権限を行使するものとする。長官代理は、長官の不在又は無資格の間、長官を代理し、長官の権限を行使するものとする。
 - (c)長官及び長官代理は、その職にある間、他の職、職業又は雇 傭に従事してはならない。

局の職掌

第203条 (4)局は、本法の目的を遂行するため、

- (1)航空宇宙活動を企画、指導、及び実施し、
- (2)航空宇宙飛行体を用いて行なう科学的測定及び観測の企画に科学界が参加するよう手配し、及び当該測定及び観測を実施し、又は、その実施について手配し、

(3)その活動及び活動の結果に関する情報を実行可能かつ適切な最大範囲に周知せしめる、

ものとする。

- (b)その職掌の遂行に当たり、局は次の権限を有する。
- (1)法律によつて賦与された局における運営の方法及び権限の 行使を律する規程規則を制定、公布、発布、廃止及び修正 すること。
 - (2)当該職掌の遂行に必要な官吏及び従業員を任命し、その報 酬を定めること。当該官吏及び従業員は、公務員法に従つ て任命され、その報酬は1949年職務分類法に従つて定 められるものとする。但し、(A)長官がその職責を果すに必 要であると考える場合には、長官は、当該法の適用を受け ない局の科学、技術及び行政職員425名[260名]以 下(内365名を越えないものは、1962年3月1日以前 に充足し得、又、390名を越えないものは、1962年 7月1日以前に充足し得る。)を任命し、(最大30名 [13名]の定員に対し、年棒19,000ドルの限度まで の、又は年棒 21,000 ドルの限度までの) その報酬を定め うる。又、(B)長官が特別な資格を有する科学技術者を募集 するに必要であると考える場合、長官は、1949年職務 分類法により制定された総合等級表に定められる等級より も2等級高い等級までの範囲で、連邦政府に以前勤務した ことのない職員の採用時の等級を制定し、それに従つてそ の報酬を定めうる。

(3) 研究所、研究試験場及び施設、航空宇宙飛行体、局の従 業員及びその被扶養者の区画及び関連宿舎、並びに、局が 必要と考える合衆国大陸内外のその他の不動産及び動産 (特許を含む。)又はそれらに関する権利を、獲得(購入、 賃貸、接収又はその他による。)建設、改善、修理、運用、 及び維持すること。1877年3月3日付法律係りなく、 局が使用するためのコロンビア特別区の建物又は建物の一 部を、10年を越えない期間で、総務長官より、賃借又は その他の方法を用いて獲得すること。当該不動産及び励産 を他に賃貸すること。修正された1949年連邦財産及び 管理業務法の規程 (40 U.S.C. 471 et seg.) に従 い、不動産及び動産(特許及びその権利を含む。)を売却 さもなければ処分すること。並びに、局の施設に食堂、及 び、局の従業員の福祉の めに必要なその他の施設を契約 又はその他の方法により用意し、そのための装備を購入及 び維持すること。

(4)無条件で贈与又は寄贈された、奉仕、金銭、又は有体もしくは無体の不助産、動産、又は、混合資産を受領すること。 (5)修正された改定成文律の第3648条(31US.C.529) に係りなく、一当と考える条件で、局の業務の遂行に必要な契約、賃貸借、協力協定又はその他の取引を、合衆国の任意の機関もしくは中介機関、任意の州、地方もしくは領土、その政治的小単位、又は任意の個人、会社、協会、法人もしくは教育機関と、締結し、かつ、遂行すること。当 該契約、賃貸借、協定及びその他の取引は、本法の目的の 成就に合致する実行可能な最大範囲まで、小企業会社が公 平かつ釣合いのとれる程度に局の業務の遂行に参加しうる ような方法で、長官が割り当てるものとする。

- (6)連邦及びその他の機関の業務、装備、職員及び施設を、その同意のもとに有償又は無償で利用すること、ならびに業務、装備及び施設の利用に際し、同じような原則で、他の公的及び私的機関及び中介機関と協力すること。連邦政府の各省及び機関は、局と完全に協力して、その業務、装備、職員及び施設を局が利用しうるようにするものとし、かつ、すべての当該省及び機関は、他の法の規程に拘らず、航空宇宙飛行体、並びに、行政的必需物資又は装備以外の必需物資及び装備を無償で局に移管し又は局より受領する権限を有する。
 - (7)局の職掌の遂行に際し、局と協議し、局に助言するための適当な諮問委員会を任命すること。
 - (8)本法による局の活動と他の公的及び私的機関及び機構が実施する関連科学その他の活動とを可能な最大限度まで調整するために、適切な部局及び手続を局内に制定すること。
- (9)1会合1人当り100ドルを越えない割合で、1946年 8月2日付法律第15条(5 U.S.C. 55a) に認められ た奉仕を得ること。
- (10)外国人に対する報酬の支払を禁止する成文規程に拘らず、 長官が必要と定めた時、長官が適当と定めた機密保持調査

規定に従つて、外国人を雇用すること。

- (11)合衆国軍の退役将校を雇用し、彼らが局内で占める地位について決められた割合で彼らに報酬を支給すること。但し、 修正された1932年6月30日付法律第212条(5 U.S.C. 59a) に述べられた支給制限のみには従うもとする。
- (12国防省が合法的に派遣しうる範囲において、陸軍、海軍、 空軍及び海兵隊の軍人を、該当する長官が本法による職掌 の遂行の任務につくために派遣しうるような協力協定を大 統領の許可を得て締結すること。
- (15)(A)本条(a)項に規定された局の職事の遂行から発生する肉体的損傷、死亡、又は不動産もしくは動産の毀損又は損害についての、合衆国に対してなされる5,000ドル又は以下の請求が請求権を発生せじめる偶発事故の後2年以内に書面にて局に提出される場合、合衆国を代理して、当該請求について審理し、確認し、調整し、決定し、確定し、かつ、合衆国の負債の完全な弁済としての支払いをすること。
 - (B)局が5,0001ドルを越える請求について理由ありと考え、 本節によるものと別な方法で弁済が行なわれるであろうと 考える場合、その事実と状況を議会の審議のために議会に 報告すること。並びに
- (4)局が使用するために、合衆国が1961年11月1日以降 に購入、接収又はその他の手段で獲得する土地及び土地に 関する権利の所有者及び借用者が、自分自身、その家族及

びその所有物を移転せしめることの直接的結果として蒙つ た費用、損害及び損失を、長官又は長官が選任した者が公 平かつ合理的であると定める程度において、当該所有者及 び借用者に補償すること。当該補償は、別の場合に当該所 有者及び借用者に対して支払らわるべきことを法が認める 支払い額に追加されるものであつて、それと重複するもの ではない。所有者又は借用者に対する当該補償は、いかな る場合にも、補償に係る土地の区画又は土地に関する権利 について長官が定める公平な価格の25%を越えないもの とする。(a)政府と所有者又は借用者との協定に基づき、又 は法(裁判所の命令を含む。但し、これに限定されない。) に従つて土地の区画又は土地に関する権利が取消されるべ き日、もしくは、(6)それらに含まれている土地の区面又は 土地に関する権利が取消される日の内、最初に来る日から 1年以内に長官宛てに、蒙つた費用、損害及び損失につい ての項目別説明書付きの支払い請願書が提出されない場合 は、本節による支払は行なわないものとする。長官は、本 節を遂行するために、全てのいかなる法令をも執行し得、 又、必要かつ適切と考える規則規程を作り得る。本節に基 づき実行される全ての職掌は、修正された1946年6月 1 1日付法律(5 U.S.C. 1001-1011)の効力を免除 されるものとする。但し、上記法律の第3条の必要要件に ついては免除されない。不動産又はそれに関する権利の取 得のために局が利用しうる資金は、本節を遂行するために

も利用しうるものとする。

文官一武官連絡委員会

- 第204条 a)文官一武官連絡委員会を設けるものとする。その構成は次の通りである。
 - (1)議長。委員会の長であり、大統領によつて任命され、大統領の意向を受けて勤務し、年俸 20,000ドルを(d)項で 定められた方法で)受領するものとする。
 - (2)国防省からの1又はそれ以上の代表者、ならびに陸軍、海軍及び空軍省各々からの1又は以上の代表者。国防長官により選任され、追加報酬なしで委員会に勤めるものとする。
 - (3)局からの代表者。長官により選任され、追加報酬なしで委員会に勤めるものとし、(2)節に基づき委員会に勤めるべく 選任された代表者の数と同数とする。
 - (b)局と国防省は、連絡委員会を通して、航空宇宙活動に関する それぞれの管轄下の全ての問題につき互いに助言及び協議す るものとし、当該活動に関連して互いに完全かつ最新の情報 を交換するものとする。
 - (C)国防長官が、長官側の要請、行為、行為の提案もしくは行為の失敗について、国防省の責務に反すると考える場合、又は、長官が国防省側の要請、行為、行為の提案、又は行為の失敗について局の責務に反すると考える場合、並びに長官及び国防長官がそれらに関し合意に達し得ない場合には、長官又は国防長官のいずれかは、第201条(e)項に規定されるように、問題を大統領の決定(最終的なものとする。)にゆだねうる。

(d)他の法の規程に拘らず、陸軍、海軍又は空軍の現役又は退役士官は、当該士官としての現役又は退役地位の権利を害せずに連絡委員会の議長の職に就くことをうる。連絡委員会の議長としての職に対し、当該士官が受領する報酬は、(もしあるとすれば)当該議長としての(a)項(1)に定める報酬が現役士官又は退役士官としての俸給及び給与(特別及び奨励給を含む。)を越える額と同じものとする。

国際協力

第205条 局は、大統領の外国政策についての指針の下で、大統領が上院 の助言と承認に基づき作成する諸協定に従い、本法に従つて行 なわれる業務及びその結果の平和的応用の分野における国際協 力計画に従事しうる。

議会への報告

- 第206条 (a)局は、半期毎及びそれが必要と考えるその他の時に、その活動及び成果の報告を大統領に提出し、大統領はこれを議会に 伝達するものとする。
 - (b)大統領は、各年1月に議会に報告を伝達するものとする。その報告は、(1)前磨年間の航空宇宙活動の分野における合衆国の全ての機関の計画された活動及び成果の包括的説明、及び(2)本法第102条(c)項で述べられた目標の達成又は目標を達成するための失敗という見地からの当該活動及び成果の評価を含むものとする。
 - (c)本条による報告は、本法第102条(c)項に述べられた目標の 達成にとつて、長官又は大統領が必要又は望ましいと考える

ような立法措置の追加勧告を含むものとする。

(d)国家機密保持のために区別された情報は、大統領により、又は、大統領の委任に従つて、区別を解除されている場合でなければ、本条による報告には含まれないものとする。

第正編 雑 則

航空諮問委員会

- 第301条 (a)航空諮問委員会は、本条発効の日に、廃止するものとする。 この日に、その機構の全ての職掌、権限、任務、義務、及び 全ての不動産、及び動産、職員(委員会の委員を除く。)及 び記録は、局に移管されるものとする。
 - (b)合衆国法典第10章第2302条は、"又は航空諮問委員会事務局長"を削除し、その場所に"又は航空宇宙局長官"を挿入するよう修正される。及び、この第10章第2303条は、"航空諮問委員会"を削除し、その場所に"航空宇宙局"を挿入するよう修正される。
 - (c) 1 9 5 0 年 8 月 2 6 日の法律の第 1 条 (5 U.S.C. 2 2 1) は、"航空諮問委員会会長"を削除し、その場所に"航空宇宙局長官"を挿入するよう、及び、"又は航空諮問委員会"を削除し、そつ場所に"又は航空宇宙局"を挿入するよう修正される。
 - (d) 1 9 4 9年の統一風洞計画法 (5 0 U.S.C. 5 1 1-5 1 5) は、(1) "航空諮問委員会 (以下「委員会」という。) "を削除し、その場所に"航空宇宙局長官(以下「長官」という。) "を

挿入、(2) "委員会"又は"委員会の"を書かれている全てのところで削除し、その場所にそれぞれ"長官"又は"長官の"を挿入、及び(3) "その"を書かれている全てのところで削除し、その場所に"彼の"を挿入するよう修正される。

(e)本条は、本法の制定の日の後90日か、又は、局の組織化が終了し、本法により委ねられた任務を遂行し権限を行使する用意がある旨を、長官が決定し、および連邦登記所で出版される公告によつて宣言する日のどちらか早い日に発効するものとする。

関連職掌の移管

第302条 (a)本条の規定に従い、大統領は、本法の制定の日の後4年の期間で、本法第203条により定められる局の職掌、権限、及び任務に基本的に関連する合衆国の他の省もしくは機関、官吏又は組織的存在の職掌(権限、任務、活動、施設、及び職掌の一部を含む。)を局に移管することをうる。当該移管に関連し、大統領は、本条又は他の適用しうる法規によつて、記録、財産、文官職員、及び資金の適当な移管をなしうる。

- (b)当該移管が1959年1月1日以前に行なわれた時は、大統領は下院の議長及び上院の臨時大統領に、当該移管の性質及び効果についての十分、かつ完全な報告を行なうものとする。
- (c) 1 9 5 8年 1 2月 3 1日以降は、(1) これらの提案された移管 の性質及び効果についての十分かつ完全な報告が大統領によって議会に伝えられるまで、及び(2)議会による当該報告の受 領のあとの議会の定例会議の最初の 6 0 磨日が、当該移管に

賛成しない旨を述べる共同決議を議会が採択することなく終るまでの間、本条による移管は行なわれないものとする。

情報への接近

第303条 本法に基づくその職掌の遂行の際に長官が取得又は開発した情報は、公衆が自由に調査しうるものとする。但し、(A)連邦成文法により与えることを控えるべく認定又は要請される情報、及び、(B)国家の機密を護るために区別された情報は除く。(但し、本法においては、長官が議会の正当に認められた委員会に情報を与えることを拒むことは許されないものとする。)

機密保持

- 第304条 (a)長官は、国の機密保持のために必要であると考える機密保持 要件、規制及び保護対策を制定するものとする。長官は、適 当と考える場合、公務員委員会が現在又は将来の局の官吏、 従業員及び相談役、ならびに局の契約者及び下請者及び、そ れらの職員及び従業員について、当該機密保持又はその他の 職員調査を行なうよう手配しうる。及び、当該調査によりそ の対象たる個人の忠誠心に疑問あることを反映する資料が得 られた場合、問題は、全分野調査を行なうために連邦調査局 にゆだねられ、その結果は長官に与えられるものとする。
 - (b)原子力委員会は、その従業員、又は契約者、契約見込の者、認可者もしくは認可見込の者の職員、又は1954年原子力法145b.項に従い原子力委員会によつて制約資料を取得することを許可されたその他の者が、会議の委員、官吏もしくは、長官、又は局の官吏、従業員、諮問委員会の委員、契約

者、下討者、もしくは局の契約者又は下請者の職員又は従業 目に、(1)会議又は長官又はその指定する者が、会議又は局に より制定された機密保持手続及び基準に従い、航空宇宙活動 に関する制約資料を当該個人が取得することは共通の防衛及 び機密保持を危うくするものでない旨決定した場合、(2)会議 又は長官又はその指定する者が、会議又は局により制定され た職員及びその他の機密保持手続及び基準は1954年原子 力法第1 45条(42 U.S.C.2 1 65)によつて原子力委員 会が制定した基準にとつて適当であり、かつ合理的に一致し ていると判断する場合に限つて、場合に応じ、任務の遂行に 必要であり、かつ会議又は長官によりその事を保証された当 該制約資料を取得させることを許可しうる。本項に従つて当 該制約資料を取得することを許可された個人は、当該資料を (A)国防省の職員もしくは従業員又はその各部局もしくは機関 の職員又は従業員、又は各軍の軍人、又は当該部局、軍の契 約者もしくは下請者又は当該契約者もしくは下請者の職員も しくは従業員である個人、及びB)1954年原子力法第143 条の規定(42 U.S.C. 2163)により制約資料の取得を許 可されている個人と、当該資料の交換をしうる。

- (c)合衆国法典の第18編第37章(表題はスパイ活動及び検閲) は、以下のように修正される。
 - (1)その末尾に次の新しい条文を加えること。

"第799条 航空宇宙局規則の侵犯

局の研究所、部署、基地もしくは施設、又はその一部、又

は航空機、ミサイル、宇宙機、又は同様な飛行体、又はその一部、又は局の保護するその他の財産又は装備、又は局と契約中の契約者又は当該契約者の下請者の保護する不助産又は装備の保護又は侵密保持のために航空宇宙局の長官により公告された規則又は命令を自主的に侵犯しようとし、又は侵犯を企むものは、5,000ドル以下の罰金刑又は1年以下の禁固刑又はその併用刑に処するものとする。"

(2)その章の節の分析の末尾に次の新しい項、即ち、

"第799条 航空宇宙局規則の侵犯"を追加すること。
(d)合衆国法典第18編第1114条は、"その公式の任務の逐行中に"の直前に次のもの、即ち、"又は、航空宇宙局の行政管理の下で合衆国の財産を守護しかつ保護するべく指示された航空宇宙局の官吏又は従業員"を挿入することにより修正される。

(e)長官は、公共の利益のために、公式の任務を遂行中に火器を携行することを、局の官吏及び従業員のうち必要であると考える者に命ずることができる。また、長官は、合衆国により所有される財産の保護に従事しおよび合衆国により所有されまたは、合衆国と契約関係にある施設に居住するところの局の契約者及が下請者の従業員のうち必要と考える者に、公共の利益のために、その公式の任務遂行中火器を携行することを命ずることができる。

発明の財産権

第3.05条 (a) 発明が局の契約下での作業の遂行中になされた場合、及び長

これに官が、.

(1)発明した人物が研究、開発又は探査作業を行なうために雇用又は選任され、かつ、その発明が行なうべく雇用又は選任された作業に関連あること、又は、それが作業時間中になされたか否かを問わず、その雇用義務の範囲に入るものであつたこと、又はそれが政府施設、装備、材料、割当られた資金、政府所有の情報又は作業時間中の政府従業員の奉仕の利用という政府の寄与によりなされたこと、又は(2)発明した人が、研究、開発、探査作業のために雇用され、選任されたのではないが、発明が、彼が雇用又は選任された契約、又は作業又は任務に関係し、かつ、作業時間、又は(1)節で言及された種類の政府からの寄与によりなされたこと

を確定する場合には、当該発明は、合衆国の独占的財産であるものとする。及び、若し当該発明が特許にしうるものである場合、その特許は、本条(t)項の規定に従い、当該発明に対する合衆国の権利の全部又は一部を長官が廃棄する場合を除き、長官による出願にもとづいて合衆国に与えられるものとする。

(b)作業の遂行のために長官と任意の団体によりなされる契約は、 当該団体が当該作業の遂行中になした発明、発見、改良又は 革新に関する充分かつ完全な技術的情報を含む書類による報 告を速かに長官に提出する旨の有効な条項を含むものとする。 (c)特許局長官が航空宇宙活動の遂行に重大な有用性を有すると 考える発明の特許は、長官以外の出願者には与えられないものとする。但し、出願者が出願書と同時に、又は特許局長官の要請のあと30日以内に、当該発明がなされた状況に関する全ての事実を述べ、かつ、(あるとすれば)当該発明と、局との契約による作業の遂行との関連を述べる誓約を行なった説明書を正式に特許局長官に提出する場合を除く。当該説明書及びそれに関連する出願書の各々の写しは、特許局長官が長官へ送付するものとする。

(d) 当該説明書が長官に送付された出願については、特許局長官 は、若しその発明が特許しうるものであるならば、当該出願 書及び説明書の受領のあと90日以内に長官が当該特許は合 衆国のために長官に与えらるべきである旨を要請しない限り、 出願者に特許を与えうる。若し、この期間内に、長官が当該 要請を特許局長官に正式書類にて提出するならば、特許局長 官は、それに関する通告書を出願者に送付するものとし、及 び、当該通告書の受領の後30日以内に出願者が長官は本条 により、当該特許を受領する資格があるか否かの問題につい ての特許干渉局の聴聞を要請する場合を除き、当該特許を長 官に与えるものとする。特許干渉局は、干渉事例についての 制定された規則及び手続に従い、このように提出された問題 を聴聞し、かつ、決定し得、並びに、その決定について、そ の他の訴訟における特許干渉局の決定に対する上訴を律する 手続に従い、特許慣習控訴裁判所へ出願者又は長官が上訴し うるものとする。

- (e)特許が(d)項に従い出願者に与えられた場合で、その後長官が 出願者によりそれに関連して正式に提出された説明書は実質 的に事実の煽偽の表現を含むと信ずべき理由を持つ場合、長 ・官は、当該特許の許可の日のあと5年以内に、特許局長官に、 特許局長官が記録している当該特許の権利を長官に移すべき 旨の要請書を正式に提出し得る。当該要請についての通告書 は、特許局長官が当該特許の登録の所有者へ送付するものと し、当該通告書の受領のあと30日以内に、当該登録の所有 。者が、当該説明書に当該幅偽の表現が含まれているか否かの 問題について特許干渉局の聴聞を要請する場合を除き、当該 特許の権利は長官に移されるものとする。当該問題は聴聞の 上決定されるものとし、その決定は、そこに生ずる問題につ き(d)項で規定された方法で行なわれる調査に従うものとする。 本項の下での特許の権利を移すことについての長官による要 請及び刑法の侵犯としての訴訟は、長官がd)項により当該特 許を長官に与えるべき事を要請しなかつた場合も、又は、長 官が当該特許をその出願者に許可することに反対しない旨を 述べる長官が前に出した通告書がある場合でも、禁止されな いものとする。
- (t)本項に基づいて長官が規定する規則により、長官は、合衆国 の利益が充分につぐなわれたと判断する場合、局の契約によ り必要な作業の遂行において個人又は個人の群によりなされ た又は、なされうる発明又は、発明群に関し、本条による合 衆国の権利の全部又は一部を廃棄しうる。当該廃棄は、長官

が合衆国の利益の保護のために必要であると判断する状況及び場合において行ないうる。発明に関してなされる当該廃棄の各々は、合衆国又は合衆国との条約又は協定に従う外国政府、又はそれらの代理が、当該特許を世界中で実用するために、取消しえない、非独占的、譲渡しえない、特許料不要の認可をするとの長官の留保に従うものとする。本項による廃棄の提案の各々は、長官が局に設立する発明貢献局にゆだねられるものとする。当該局は、関係当事者に聴聞の機会を与えるものとし、ならびに当該提案に関する事実の発見及びそれに関連してとらるべき行為の勧告を長官に伝えるものとする。

- (g)長官は、合衆国のために長官が特許を保持する発明を個人 (合衆国の機関以外のもの)が実用するために、長官により 許される認可の状況及び条件を規定する規則を定め、かつ、 公告するものとする。
- (n)長官は、権利を有する発明又は発見を保護するため、全ての 適当かつ必要な手段を取り、及び、本条により発明又は発見 の権利を保有する契約者又は個人に対し、局が使用の権限を 有し又は取得しうる発明又は発見を保護することを要請する 権限を有する。
- (i)局は、合衆国法典第35編第17章の合衆国の防衛機関と見 做されるものとする。
- (j)本条で用いられた、
 - (1) "個人"なる語は、個人、共同体、企業体、協会、機関、

又は、その他の実体を意味し、

- (2) "契約 "なる語は、現実の、又は提案中の契約、協定、了解覚書、又はその他の申し合せを意味し、及び、当事者の申し立て、代理又はそれにもとづいて実施又は締結される下請を含み、及び、
- (3) "なされた"なる語は、発明に関連して用いられたとき、 当該発明の概念即ち最初の現実的実用への移行を意味する。 貢献の報償
- 第3.06条 (a)本条の規定に従い、長官は、自分の発意又は個人の志願により、航空宇宙活動の実施に重要な価値を有すると長官が判断する科学的又は技術的な局への貢献に対し、長官が正しいと決定した額及び条件で(第3.05条で定義した)個人に金銭的報償を行なう権限を有する。当該報償に対してなされる志願は、本法第3.05条により設立される発明貢献局にゆたねられるものとする。当該局は、当該志願者に当該志願でつき聴聞の機会を与えるものとし、当該貢献に関し当該志願者になるべき報償があるとすれば、その報償の条件に関するその勧告を長官に伝えるものとする。報償の状況及び条件を決定するに際し長官は、
 - (1)合衆国への貢献の価値、
 - (2)当該貢献の関発に対し志願者により費消された金額の累計、(3)合衆国が当該貢献を利用するために、志願者が以前に受領した報酬(政府の官吏又は従業員としての勤務に対し受領した俸給以外のもの。)の額、

- (4)長官が大切であると決定するその他の要因。 を考慮に入れるものとする。
- (b)(a)項により1以上の志願者が同一の貢献に権利を主張するときは、長官は、当該志願者の夫々の権利を確認し決定するものとし、かつ、長官が公平であると決定する比率で当該志願者間に、当該貢献に関してなされる報償を配分するものとする。(a)項による貢献に対する報償は、
 - (1)合衆国内又はその他の場所で、合衆国がもしくはそのために 又は、合衆国との条約又は協定に従う外国政府が、もしく はそのために、任意の時に、当該貢献又はその要素を使用 したことによる報酬(本条によりなされる報償以外のもの) を受領しうべき全ての請求権を、当該志願者が、長官が効 果的と定める方法で、放棄する場合を除き、
 - (2)100,000ドルを越える場合(但し、長官が当該報償の提案の額、条件、及び基礎に関する十分かつ完全な報告を議会の該当委員会に伝え、議会の定例会議30磨日が当該委員会による当該報告の受領の後、経過した場合を除く。)、行なわれない。

予 算 配 分

第307条 (a)本法において、(1)不動産の取得もしくは接収、又は(2)250,000 ドルを越えるその他の資本的性質(工場又は施設の取得、建 設、又は拡張の如きもの)の項目に対する金額の予算配分を 要するものがない場合を除き、本法の実施に必要な額は、予 算配分される。施設の建設、又は研究開発活動に対して、本 法に従い予算配分された額は、費消されるまで利用しうるものとする。

(b)施設の建設のために予算配分された資金は、現存の施設が重大な故障、事故、又はその他の状況により動作不能となり、かつ、長官が新施設の建設よりも修理の方が緊急であると考えるとき、当該現存施設の当該事故修理に使用されりる。